

## 要綱案のたたき台(1)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

### 第1 民事執行

#### 1 裁判所に対する申立て等

##### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第1の1(1)の本文と同様である（「準用」との表現を、「同様」とするとしている点については、(2)の(説明)参照）。なお、執行文付与の手續もこの規律の射程に入っているが、そのことも含めて、民事執行の手續（民執法第20条、第21条参照）との用語を用いている。

なお、部会資料16の第1の(後注)記載の論点（フォーマット入力）については、今回は取り上げていない（以下のフォーマット入力の項目も同じである。）。

##### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

#### ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手續において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（民執法第13条第1項又は民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

#### イ 管理人等【P】

(説明)

本文アは、部会資料13の第1の1(2)アと、同内容である。なお、部会資料13の第1の1(2)アの(説明)にあるとおり、インターネットの利用を義務付けられるのは、委任を受けた代理人のうち民執法第13条第1項又は民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除くものであるため、そのことを明確にしている(民訴法第132条の11を形式上準用するかどうかは、法制的になお検討すべき事柄であるので、「準用」ではなく、「同様」との表現を用いている。)。なお、執行文付与につき民訴法第54条第1項のただし書が準用されるのかについては議論があるとの指摘があったが、民執法第13条本文のとおり民訴法第54条第1項により許可がされ代理人となるケースはある(実務上、改めて民執法第13条の許可を求めている運用はある)ので、その者は義務付けの範囲から除外されることを明記している。

なお、管理人等の義務化等(部会資料16の第1の1(1)及び(3))については記載をしていない(以下の同様の項目についても同じである)。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第1の3と同様である。

## 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議」という。)を当事者に利用させることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第1の4(1)と同様である。

### (2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第1の4(2)と同様である。

### (3) 配当期日

配当期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(説明)

本文①及び②は、配当期日に関する部会資料15の第1の1(1)の本文①及び②と同様である。

なお、部会資料15の第1の1(1)の(注)では、ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを取り上げていたが、第12回会議では、配当期日に関しては、債務者が現実に出頭することの要望があるわけではなく、基本的に意見聴取は必要ないとの意見があった。また、簡易な証拠調べ手続としての審尋がされるケースにおいて電話会議の利用が問題となる場面では、異議がないときに限り電話会議が認められることから、当然に、意見聴取が行われるとの指摘もあった。以上を踏まえ、ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件としないことを前提に、本部会資料では、この点の記載をしていない。

#### (4) 財産開示期日

##### ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、申立人が手続に参与することができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、財産開示期日における手続を行うことができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に参与した申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

##### イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとするものとする。

裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者に陳述をさせることができる。

- a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
- c 申立人に異議がない場合

(説明)

##### 1 申立人のウェブ会議・電話会議による参加（本文ア）

本文アの①及び②は、部会資料15の第1の1(2)アと同様である。なお、口頭弁論におけるウェブ会議の表現（民訴法第87条の2第1項）を参考に、「財産開示期日における手続を行うことができる。」との表現に改めている。

また、部会資料15では、(注)として、申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことについて取り上げていたが、第12回会議では、申立人が希望しないにもかかわらず、申立人がウェブ会議又は電話会議によって参加することを裁判所が決定するこ

とは想定し難く、特段、その意見聴取の規定を法律上設ける必要は乏しいとの指摘に賛同する意見があったことや、債務者からの意見聴取を法律上義務付ける必要はないとの意見があったことから、法律上は、申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことを要件としないことを前提に、（注）の記載はしていないこととしている。

## 2 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述（本文イ）

第12回会議での議論を踏まえ、本文イの内容は、部会資料15の第1の1(2)イの①と同様のものとしている。なお、第12回会議では、bの事由について、単に精神的緊張を伴うことのみでこの要件が充足されるものではないとの意見があった。

なお、部会資料15では、②として、①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなすことを記載していたが、民訴法第204条によるウェブ会議の方法による尋問については、証人が出頭し、証言したものとみなす旨の規定が置かれてないことを踏まえ、財産開示期日における陳述についてもこれと同様に出頭及び陳述をしたものとみなすとの規律は明記しないこととしている（ウェブ会議を利用して出頭し、陳述をすれば、不出頭及び不陳述による不利益を被らないことの実質に変更はない。）。

## 3 民執規則上の期日について

部会資料15の第1の1の（後注）では、入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めることについて取り上げており、第12回会議では、これに賛成する意見があったが、他方で、この点は、最高裁判所規則を議論する際に検討しなければならない問題であるとの指摘もあった。

以上を踏まえ、民執規則上の期日におけるウェブ会議等の利用については、最終的には、最高裁判所規則に関わる問題であることや、引き続き検討をすべき点もあることから、特段の記載をしていない。

## 5 売却及び配当

### (1) 売却決定期間

売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）を指定し、また、売却の許可又は不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。

- ② ①において意見陳述期間が指定された場合には、売却の許可又は不許可に関する意見の陳述は、当該期間内に、書面を用いてしなければならない。
- ③ ①において意見陳述期間を指定した場合には、当該売却決定の日に、決定書（電子決定書）を作成して、売却の許可又は不許可の決定をすることとし、当該決定に対する執行抗告は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却の許可又は不許可の決定の日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(注1) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(注2) 売却の実施の終了から売却の許可又は不許可の決定までの間に民執法第39条第1項第7号に掲げる文書の提出があった場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却の許可又は不許可の決定をすることができないものとするが、売却の許可又は不許可の決定後に同号に掲げる文書の提出があった場合には、その売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったとき、又はその売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用するものとする。

(説明)

1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることに賛成する意見が多かった

2 本文及び注の内容

上記を踏まえ、本文及び注では、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その内容を記載している。

(1) 本文及び(注1)は、部会資料12の第1の1(1)の本文及び(注)と内容は同様であるが、本文③については、文言を民執法第10条第2項に即して改めている。なお、執行抗告期間は、同項と同様に、初日不算入となることを前提としている（民執法第20条において準用する民訴法第95条第1項、民法140条。）。

(2) (注2)は、期間方式がとられた場合において、売却の実施の終了後に民執法第39条第1項第7号に掲げる文書（強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本）の提出があったときには、当該文書の提出と売却の許可又は不許可の決定の先後によって、異なる措置をとることを記載している。

これは、現行の民執法第72条第1項及び第2項において、同法第39条第1項第7号に掲げる文書の提出と、（売却の許可又は不許可の決定がされる）売却決定期日との先後

によって、当該文書が提出された場合の措置が異なっていることと対応するものである。

## (2) 配当期間

配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所は、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定する。
- ② ①において異議申出期間を指定する場合には、民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。
- ④ ①において異議申出期間を指定した場合には、配当異議の申出は、当該期間内に、書面を用いて行わなければならない。

(注1) 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を異議申出期間が満了する日までに納付することができ、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があったときは、異議申出期間が満了する日から1週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならないものとする。

(注2) 配当の順位及び額について、全ての債権者間に合意が成立し、執行裁判所に対しその旨の届出があった場合には、配当表には、その合意の内容を記載しなければならないものとする。

(注3) 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、異議申出期間の満了の日から1週間以内（差引納付の申出をした買受人が異議に係る部分に相当する金銭を納付すべき場合にあっては、2週間以内）に、執行裁判所に対し、配当異議の訴えを提起したことの証明等をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなすものとする。

### (説明)

#### 1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることに賛成する意見が多かった。

#### 2 本文及び注の内容

上記を踏まえ、本文及び注では、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設ける

こととし、その内容を記載している。本文の記載は部会資料12と同様であるが、(注1)から(注3)までに、より具体的な事項について、期間方式をとった場合に考えられる規律を記載している。

(1) 差引納付に関する規律 (注1)

現行法では、買受人は、差引納付の申出をして、配当を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日に納付することができ、配当期日において異議の申出があったときは、当該配当期日から1週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならないものとされている(民執法第78条第4項)。

(注1)は、期間方式をとる場合の規律として、買受人は、差引納付の申出をして、代金を異議申出期間が満了する日までに納付することができ、異議の申出があったときは、異議申出期間が満了する日から1週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならないものとするを記載している。

(2) 配当の順位及び額についての債権者間の合意に関する規律 (注2)

現行法では、配当の順位及び額についての債権者間の合意は配当期日で行われる(民執法第85条第1項ただし書)。

(注2)は、期間方式をとる場合の規律として、配当の順位及び額についての債権者間の合意は期日外で行うことができるとし、その合意をした旨を裁判所に届け出なければならないものとするを記載するものである(部会資料12の第1の1(2)の(説明)2(3)ア参照)。

(3) 配当異議の訴えの提起の証明等に関する規律 (注3)

現行法では、配当期日において配当異議の申出をした債権者又は債務者は、配当期日から1週間以内(差引納付の申出をした買受人が異議に係る部分に相当する金銭を納付すべき場合にあっては、2週間以内)に、執行裁判所に対し、当該訴えを提起したことの証明等をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなされる(民執法第90条第6項)。

(注3)は、期間方式をとる場合の規律として、上記1週間の起算日を異議申出期間の満了の日とすることを記載している(部会資料12の第1の1(2)の(説明)2(3)ウ参照)。

## 6 売却決定期日及び配当期日の見直し

### (1) 売却決定期日

売却決定期日の仕組みに関する規定は、削除するものとする。

### (2) 配当期日

配当期日に関する仕組みに関し、次のような規律を設けるものとする。



執行裁判所は、必要があると認めるときは、配当異議の申出をすべき期日（配当期日）を指定することができる。この場合には、異議申出期間を指定することを要しない。

(説明)

#### 1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集では、期日方式の廃止に賛成する意見として、期日方式を維持する必要がないという意見や、期間方式に一本化することにより売却及び配当手続が簡明化するという意見などが出された。

他方で、期日方式の廃止に反対する意見として、配当の順位等に争いがあることが見込まれる事案や債権者が多数に及ぶ事案など、事案によっては、期間方式ではなく、期日方式を採用することの方が手続の迅速性の観点から相当である事案も想定されるという意見や、事案によっては、従来のように特定の期日を設けて、当事者を出頭させ審尋等を実施する方が円滑に手続が進むということも考えられるとの意見、実務において期間方式のメリット・デメリットが整理され、期間方式の安定的な運用がされるようになった段階で再度議論を行うことが望ましいという意見などが出された。

#### 2 本文及び注の内容

##### (1) 売却決定期日の見直しについて

売却決定期日については、後記の配当期日とは異なり、具体的にこの売却決定期日の仕組みを用いなければならないケースがあるように思われず、これまでも、期間方式が設けられた後でも、なお、この仕組みが必要である事案につき具体的な指摘はないように思われる。そのため、売却決定期日については、これを廃止する案を提示している。

##### (2) 配当期日の見直しについて

現行法下においては、実務上、配当表を作成する前に、配当表の原案を作成し、債権者や債務者が配当期日の数日前にこれを確認する機会を設けるとともに、配当期日においてその原案に対する意見を聴く機会を設けることもあるとされるが、例えば、期間方式においては、異議申出期間が十分に設けられている限り、配当表の原案をあらかじめ確認する機会を設けないということも考えられる。そうすると、例えば、配当の順位等に争いがあることが見込まれる事案や債権者が多数に及ぶ事案などには、慎重を期すために、期日方式をとった上で、関係者の配当表原案に対する意見に応じて配当期日を続行するなどの進行をするといったことも考えられる。第9回会議では、実務上、配当について意見が述べられる場合は多いわけではなく、期日方式を積極的に残さずとも対応することができるとの意見はあったが、債権者間の調整や配当表原案に対する意見聴取は、少数の債権者の間でウェブ会議等を活用するのであれば、期日方式の方が比較的成本を低く行う

ことができる場合もあり得ることから、期日方式をあえて廃止する必要はないとの意見があった。

また、いずれにしても、期間方式の運用については、上記の点を含めて、今後の実務に委ねられている部分が大きく、現時点で、全ての事案において、期日方式を維持する必要がないと断定することは、困難であると思われる。

以上を踏まえると、配当については、期日方式を維持することが考えられる。また、配当期日を残す場合に、配当期日を経ない期間方式との棲み分けを法律上明記するかどうかの問題となるが、破産法の規律を参考に、法律上は、期間方式を原則とすることが相当と思われ、本文では、必要があると認めるときは、配当異議の申出をすべき期日（配当期日）を指定することができるとしている。

## 7 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 【P】

(注2) 【P】

(説明)

本文は、部会資料13の第1の6と同様である。

## 8 送達等

### (1) 電磁的記録の送達

民事執行の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文では、これまでの部会の議論等を踏まえ、送達については、民訴法のルールと同様にする案を提示している。

ところで、中間試案では、(注)として、本文の考え方を基礎とした上で、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方

について検討すべきとの考え方があったと記載していた。

意見募集の結果では、この送達に関し、様々な意見が寄せられ、例えば、申立債権者の利益の観点からは、第三債務者に対する送達において、インターネットによる送達の場合に、効力発生までに事実上1週間の猶予期間を与えることになりかねず、書面による送達との間で効力発生の時期に不公平な結果が生じるおそれがあるとの意見があった。他方、第三債務者の利益の観点からは、第三債務者があらかじめシステム送達を受ける旨の届出をしていた場合には、実務上の負担増大を避けるため、送達方法はシステム送達に統一し、書面送達は行わないことが望ましく、それが困難な場合であっても、運用上、システム送達と書面送達の混在によって第三債務者に過度な負担が生じることがないように十分配慮すべきであるとの意見があった。

以上を踏まえると、運用上、第三債務者に過度の負担を強いることはできないものの、インターネットを利用した送達によっても、第三債務者において遅滞なく閲覧やダウンロードをして、送達の効力を遅滞なく発生させる体制を確立し、円滑にインターネットを利用して送達を実施する環境整備が重要であると思われ、今後、具体的なその運用の在り方は、システムの構築等も踏まえながら、検討がされていくべき事柄であると解される。

また、以上の議論は、保全執行における第三債務者への送達についても同様に当てはまるものと思われる。

なお、中間試案に対する意見募集においては、大型連休や年末年始等に送達の効力が発生することを懸念する意見もあったが、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するので（民執法第20条において準用する民訴法第59条第3項）、上記の1週間の末日がこれらの休日に当たるときは、その翌日に期間が満了することとなる。

## **(2) 公示送達**

**民事執行の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。**

(説明)

本文は、部会資料13の第1の7(2)と同様である。

ところで、民事執行の手續における公告は、公告事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行うこととされており（民執規則第4条第1項）、これを補充する公示手段として、公告事項の要旨等の日刊新聞紙への掲載又はインターネットを利用する等の方法が定められている（同条第3項）。

中間試案においては、（後注）として公告について取り上げており、中間試案に対する意見

募集においては、民事執行の手續における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入することについて賛成する意見があったが、他方で、裁判所のウェブサイトで公示することについては、関係者のプライバシー保護に配慮すべきである旨の指摘も複数出された。

このようにこの問題については種々の指摘があり、引き続き検討すべき点もあるように思われるし、いずれにしても、民事執行の手續における公告の方法については、最終的には、最高裁判所規則にかかわる問題であることから、ここでは、特段の記載をしないこととしている。

## 9 債務名義の正本の提出・執行文の付与

### (1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義の記録事項証明書に基づいて実施するとその規律を維持した上で、債権者が当該債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供した場合には、記録事項証明書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判に係る事件を特定するために必要な情報を提供した場合には、当該裁判の記録事項証明書自体の提出を不要とするものとする。

(説明)

本文及び注は、これまでの資料と同様に、正本等の提出の省略を可能とする考え方を記載したものである。

なお、令和4年改正法による改正後の民執法25条においては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、記録事項証明書に基づいて実施することとされているが、第10回会議での議論等を踏まえ、その点は維持しつつも、その提出の省略を可能とする仕組みとしている。

### (2) 単純執行文【P】

(説明)

単純執行文(部会資料16の第5記載の論点)については、今回は取り上げていない。また、これまで、特殊執行文については、現行法と同様に、その付与を必要とするものとする

提案しており、その提案を支持する意見が多かったが、その提案は、結局、現行法の仕組みを維持するものであるので、この要綱案のたたき台には特段の記載をしていない。

## 10 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第1の10(注1)と同様である。

### (2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立て及び民執法42条4項の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、費用額確定処分の申立てについては部会資料13の第1の10(2)と同様である。また、部会資料13の第1の10(2)の説明のとおり、民執法第42条第4項の申立てについても、同様の仕組み(期間を10年とする仕組み)とすることを提案している。なお、民執法第42条第4項の申立ての10年の起算点は、①同条第1項の規定により債務者が負担すべき執行費用で同条第2項の規定により取り立てられたもの以外のものについては強制執行の手続の終了の日と、②同条第3項の規定により債権者が返還すべき金銭については同項に規定する裁判又は判決が確定した日と、それぞれすることを想定している。

### (3) 配当等の額の供託

民執法第91条第1項に基づき配当等の額に相当する金銭の供託(以下「配当留保供託」という。)に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 配当留保供託がされた場合における当該供託に係る債権者(民執法第91条第1項第6号に掲げる事由による供託がされた場合にあっては、当該供託に係る仮差押債権者又は執行を停止された差押債権者。以下同じ。)は、供託事由が消滅したときは、直ちに、その旨を裁判所に届け出なければならない。
- ② 裁判所は、配当留保供託がされた日(②によりその供託に係る供託の事

由が消滅していない旨の届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日)から①の届出がされることなく2年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、①の届出又は供託の事由が消滅していない旨の届出をするよう催告しなければならない。

- ③ ②による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から2週間以内に届出をしないときは、裁判所は、当該供託に係る債権者を除外して配当等を実施する旨の決定をすることができる。
- ④ ③の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から1週間の不変期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者がその日までに②の届出をしたときは、この限りでない。
- ⑤ 当該供託に係る債権者が②の期間を経過する前に供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、②による届出があったものとみなす。

(説明)

#### 1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策について検討することについて賛成する意見が多かったが、債権者の実体的権利・財産権を剥奪するものであり行きすぎであるとして反対する意見もあった。また、このような制度の導入の必要性(立法事実)について具体的に検証した上で、実体的権利に影響を与えることの可否や債権者の手続保障に配慮しつつ検討されるべきであるとの意見もあった。

#### 2 本文の内容

(1) 上記のとおり、民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策について検討することについて賛成する意見が多かったことや、これまでの会議でも、上記のような事案が相当数存在するとの実情を紹介する意見があったことから、本文では、そうした事案を解消するための仕組みを設けることを提案している。

なお、本文の提案は、あくまで、催告を受けた債権者が届出をしないときは、当該債権者を除外して配当等を実施するにとどまり、当該債権者の実体法上の権利には影響しないことを前提としている。

(2) 本文の内容は、部会資料12の第1の2と概ね同様であるが、字句の修正のほか、以下の規律を追記している。

まず、①では、民執法第91条第1項第6号に掲げる事由（仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき）による供託がされた場合には、当該供託に係る仮差押債権者又は執行を停止された差押債権者が裁判所に対する届出をすべきことを括弧書きとして追記している。これは、供託事由である仮差押え等の帰趨は仮差押債権者等が把握していることであり、また、仮差押債権者等が届出をしなかった場合には、仮差押債権者等を除外して配当を行うべきであることを考慮したものである。

また、②では、当該供託に係る債権者が供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合には、最後に当該届出をした日から①の届出がされることなく2年を経過したときは、裁判所が②の届出の催告をすべきことを括弧書きとして追記している。

さらに、④では、他の不服申立て期間と同様に、1週間の期間が不変期間であることを明記している。

さらに、⑤として、当該供託に係る債権者が、②の期間（2年間）を経過する前に供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、②による届出があったものとみなすことを追記している。当該届出がされた日から①の届出がされることなく2年を経過したときは、裁判所は②の届出の催告をすべきことになる。

（中間試案第1の10の（注4）に関する説明）

中間試案の第1の10には（注4）において、必要な改正があるのかについて検討することを取り上げていたが、現時点において、パブリック・コメントの結果を踏まえても、特段取り上げるべきものはないように思われ、本資料では、特段記載をしていない。なお、従前、売却決定期日の変更・取消しの権限につき書記官権限とする議論があったが、本資料では、そもそも、売却決定の期日の廃止を提案していることもあり、特段の記載をしていない。

## 1.1 執行官と民事執行の手続のIT化

**執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。**

（注） いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記1及び2）と同様とし、委任を受けた代理人（弁護士に限る。）はインターネットを用いて申立て等をしなければならないなどとする。

（説明）

本文及び（注）は、部会資料13の第1の9と同様である。なお、部会資料13の第1の9の（説明）のとおり、インターネットを用いて申立て等をしなければならないのは委任を受けた代理人のうち弁護士である者であることを明記している。

## 第2 民事保全

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の1(1)と同様である。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の1(2)と、同内容である。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

#### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の3と同様である。

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。



(説明)

本文は、部会資料13の第2の4(1)と同様である。

## (2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の4(2)と同様である。

なお、部会資料13の第2の4(3)及び(4)では、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日及び保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日につき特則を置くのかについて取り上げていた。

第12回会議では、当事者に異議がないときに限り電話会議の利用を認めることとすべきであるとの意見もあったものの、必要に応じてウェブ会議と電話会議を利用することを可能とすること等の観点などから、民訴法と同様の仕組みにつき特段の特則を設けるべきではないとの考えに賛同する意見もあり、特則を設けずに、当事者の意見を聴いて必要に応じて両者の利用を認めることとするため、このような特則を設けないこととし、その前提で、特段の記載をしていない。

なお、民訴法と同様の仕組みとした場合でも、証拠調べとしての審尋の性質を有するケースでは、電話会議の利用を当事者双方に異議がない場合に限られることとなるのは、本文②のとおりである。

## 5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で

定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料13の第2の5と同様である。

## 6 送達

### (1) 電磁的記録の送達

民事保全の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の6(1)と同様である。

なお、保全執行の第三債務者への送達の在り方については、執行における第三債務者への送達と同様の議論になると思われる。

### (2) 公示送達

民事保全の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の6(2)と同様である。

## 7 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の7の(1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の7の(2)と同様である。

(3) 保全執行に関する手続

保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の7(3)と同様である。

(4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面の提出に関する規律の見直し

本案の訴えの提起又はその係属を証する書面（民保法第37条第1項）に関し、現在は、裁判所書記官による訴えの提起又は係属を証明する文書の提出を要求しているところ、裁判所書記官による証明文書の提出に代えて、起訴命令を発せられた債権者が保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認するために必要な情報を書面又は電磁的記録によって提出すれば、裁判所書記官による証明文書の提出を不要とすることを可能とする仕組みを設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第2の7(4)と、基本的に、同様である。ただし、第1の9(1)のと

おり、強制執行のケースでは、記録事項証明書を提出して開始を求めることができること自体は維持しつつ、それに代わる情報を提供することによって開始することができることとしていくことを参考に、ここでも、裁判所書記官による証明文書の提出を否定することはせずに、他方で、起訴命令を発せられた債権者が保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認するために必要な情報を書面又は電磁的記録によって提出すれば足りる仕組みを設けるものとするを提案している。

#### (5) 和解調書の送達

**民事保全の手続について、民訴法第267条第2項を準用し、和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。**

(注) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

本文は、これまでの部会での議論の状況を踏まえ、和解調書が債務名義となるかどうかにかかわらず、民事保全の手続について、民訴法第267条第2項を準用し(民保法第7条参照)、和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとするを記載している。

(注) は、部会資料15の第2の5の(注)と同様である。

(中間試案第2の7の(注6)に関する説明)

中間試案の第2の7には(注6)において、必要な改正があるのかについて検討することを取り上げていたが、本資料では、特段、記載をしていない。

### 第3 破産手続

#### 1 裁判所に対する申立て等

##### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等(破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。)において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の1(1)と、同内容である。

## (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

### ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（弁護士に限る。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

### イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文アは、部会資料13の第3の1(2)アと、同内容である。なお、部会資料13の第3の1(2)アの(説明)のとおり、インターネットの利用を義務付けられるのは、弁護士である代理人であるので、その旨を明記するなどしている。

本文イは、基本的には、部会資料13の第3の1(2)イと同様である。もともと、これまでの会議では、破産管財人及び保全管理人と同様の役割を果たす破産管財人代理（破産法第77条）及び保全管理人代理（同法第95条）について同様の規律を設けることにつき、特段の異論はなく、意見募集においても、これに賛成する意見があった。そこで、本文イでは、破産管財人代理及び保全管理人代理についても、同様の規律を設けることとしている。

なお、債権届出のインターネット利用の義務付けに関する議論(部会資料16第1の1(3))については、記載していない。

## (3) 破産管財人と債権届出【P】

(説明)

部会資料12の第2の1及び2記載の論点については、別途、部会資料18に記載している。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

## 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の3と同様である。

#### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

##### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の4(1)と同様である。

##### (2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。とするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の4(2)と同様である。

##### (3) 債権調査期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(説明)

1 本文について

本文は、部会資料13の第3の4(3)と同様である。なお、ここでいう破産者及び破産債権者の代理人についても、この手続に関与することができることを前提としている。

2 意見聴取について

部会資料13の第3の4(3)の(注)では、ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者(例えば、破産者及び破産管財人)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとするを取り上げていたが、これまでの会議では、一定の者からの意見聴取を法律上独立の要件と定める必要はないとの意見があり、意見募集においても、関係者の意見聴取を必要的なものとするは、ウェブ会議の利用を妨げるなどの意見が寄せられた。そこで、ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴くことを要件としないことを前提に、本部会資料では、この点の記載をしていない。

(4) 債権者集会の期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、外国管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出席しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出席したものとみなすものとする。

(説明)

1 本文について

本文は、部会資料13の第3の4の(4)と基本的に同様の内容である。ただし、部会資料の第3の4(4)では、②につき、「①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。」と記載していたが、債権者集会の期日においては、「出頭」ではなく「出席」とされている(破産法第138条)ことから、「出席」に修正している。

なお、債権者集会の期日については、外国管財人にも固有の出席権及び意見陳述権が認められる(破産法第246条第3項)。国内に所在する外国管財人について、ウェブ会議によって債権者集会の期日の手続に関与することを否定する理由はなく、外国管財人について

も、債権者集会の期日につき、ウェブ会議により手続に関与することを認めることができることを明記することが考えられる。

## 2 意見聴取について

部会資料13の第3の4(4)の(注)では、ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者(例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとするを取り上げていたが、これまでの会議では、債権調査期日における議論と同様に、一定の者からの意見聴取を法律上独立の要件と定める必要はないとの意見があり、意見募集においても、関係者の意見聴取を必要的なものとするのは、ウェブ会議の利用を妨げるなどの意見が寄せられた。そこで、ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴くことを要件としないことを前提に、本部会資料では、この点の記載をしていない。

## 3 ウェブ会議の利用を原則とする規律について

第10回会議では、債権者集会の期日におけるウェブ会議の利用に関連し、多数の債権者が存在する事件における債権者集会の期日の会場確保の負担等についての指摘があり、債権者については、原則として、ウェブ会議により債権者集会の期日に参加するものとするとの規律を検討することについての提案があった。また、債権者集会の期日の概念それ自体を変えることについての検討の必要性を指摘する意見もあった。

他方で、関係者の現実の出頭を原則として認めない規律を設けることについては、民事訴訟では、当事者は現実に裁判所に出頭して期日に参加することが認められていることとの関係やウェブ会議により手続に参加することが困難である者の手続保障との関係で慎重に検討する必要があるとの意見もあった。

そのため、ここでは、上記の点に関し、特段の規律は設けていない。会場の確保等をどのようにするのかについては、今後、ウェブ会議の利用が見込まれる者の把握等をどのようにするのかなどの方法を踏まえて、全員が参加することを想定した会場を常に用意しなければならないのかなどを検討するなどして、運用で対応することが考えられる。

## 5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下



この5において「閲覧等」という。)の請求をすることができる。

- ② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 【P】

(注2) 【P】

(注3) 【P】

(説明)

本文は、部会資料13の第3の5と同様である。

## 6 送達

### (1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の6(1)と同様である。

### (2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の6(2)と同様である。

## 7 公告【P】

(説明)

部会資料16の第4の1記載の論点については、今回は取り上げていない。

## 8 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの

申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の8の(1)と同様である。

## (2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第3の8の(2)と同様である。

## (3) 破産債権表の更正

破産債権者表の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者表の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。
- ② ①の更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の更正の処分又は①の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。
- ⑤ ④の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

中間試案の第3の8の(注3)では、その他の見直しに関して取り上げていた。

ところで、現行の破産法には、破産債権者表の記載に誤りがある場合における更正についての規定がある(破産法第115条第3項)ものの、更正の処分等の告知について定めた規定はない。また、破産債権者表の更正処分に対する不服申立ての方法について定めた明文の規定はなく、更正の処分に異議がある場合には、書記官処分に対する異議の申立ての方法によるものと解されている(破産法第13条、民訴法第121条)。これにつき、民事訴訟では、令和4年改正法により、調書の更正に関する規定が整理され、更正の処分は相当と認める方法によっ

て告知することにより効力を生じ、更正処分に対する異議の申立ては、告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとされ、この異議の申立てに対する決定に対する不服申立てについては、即時抗告によることとされた(民訴法第160条の2第3項による民訴法第71条第4項、第5項及び第8項の準用)。そこで、破産債権者表の更正処分についても、調書の更正と同様の規律を設けることとすることが考えられる。

#### 第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続(民事再生法)、更生手続(会社更生法)、特別清算の手続(会社法)及び承認援助手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律)について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第4と同様である。

#### 第5 非訟事件

##### 1 裁判所に対する申立て等

###### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の1(1)と、同内容である。

###### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

###### ア 委任を受けた手続代理人等

非訟事件の手続において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた手続代理人(非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除く。)等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

###### イ 非訟事件の手続において裁判所から選任された者【P】

(説明)

本文アは、部会資料14の第1の1(2)アと、同内容である。部会資料14の第1の1(2)アの(説明)にあるとおり、インターネットの利用を義務付けられるのは、委任を受けた手続代理人のうち非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除くものであるため、そのことを明確にしている。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の3と同様である。

## 4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

### (1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の4(1)と同様である。

### (2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第1の4(2)と同様である。

## 5 和解調書の送付

和解を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

第12回会議における意見を踏まえ、本文は、非訟事件の和解調書は、当事者に送付しなければならないものとしている。

なお、第12回会議では、送付の具体的な方法について指針等を示すべきではないかとの指摘があった。

まず、インターネットを利用する方法による送達の届出がされているケースでは、この方法により送達されるものと解される。紙媒体の方法による送付をするケースについて、送達の方法を選択するのか、それとも通常の郵送の方法を選択するのかについては、強制執行の方法をとることが想定されないケースについては、基本的には郵送の方法を選択することで差し支えないものと思われる。他方で、強制執行の方法をとることもあり得る類型の事件では、基本的に、送達の方法をとるべきとの指摘も考えられるが、話し合いで円満に解決がされているにもかかわらず、該当する類型について送達の方法を常に採用するとの必要性はなく、逆に、相当ではないとの指摘も考えられる。そのため、典型的に送達の必要性が高い（強制執行の可能性が高い）事件については、基本的に、送達の方法をとることとするといったことなどを検討することも考えられるが、このように、送付内容を一律に決することができず、個別事案毎の判断による部分が残るということであれば、この問題は、今後の運用における検討に委ねられるべき事柄であると解される。

## 6 電子化された事件記録の閲覧等

### (1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができ

るものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地非訟事件など）や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

(説明)

本文、(注1)及び(注2)は、部会資料14の第1の6(1)、その(注1)及び(注3)と同様である。

なお、中間試案においては、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるようにするために、その閲覧等の許可の在り方について取り上げていたが、この問題は、基本的には、その許可の運用にかかわる問題であり、家事事件における許可の在り方の議論（部会資料16の第3の2の（後注））を踏まえて検討されるべき事柄であると解される。

## (2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第1の6(2)及びその(注)と同様である。

## 7 送達等

### (1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の7(1)と同様である。

### (2) 公示送達

非訟事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の7(2)と同様である。

## 8 公示催告事件における公告【P】

## 9 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の9(1)と同様である。

### (2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して

申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第1の9(2)と同様である。

### (3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① (和解調書以外の) 調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(説明)

現行の非訟法には、調書に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。他方で、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられている(民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた(民訴法第267条の2)。

本文は、この点に関する第11回会議における議論を踏まえ、非訟事件の手続における和解調書以外の調書についても、民事訴訟手続における和解調書以外の調書の更正と同様の規律を設けることとするものである。ここでの調書は、電磁的記録により作成されたもの(前記3)を想定しているため、民事訴訟手続における電子調書と同様、その更正は、本文②のとおりファイルに記録してすることとしている。なお、和解調書については、家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとすることが考えられる。

また、中間試案の第5の9の(注3)では、その他の見直しに関して取り上げていたが、現時点では、特段その余については取り上げていない。



## 第6 民事調停

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（説明）

本文は、部会資料14の第2の1(1)と同様である。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（説明）

本文は、部会資料14の第2の1(2)と同内容であるが、インターネットの利用を義務付けられるものの範囲を明確にしている。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

#### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

（説明）

本文は、部会資料14の第2の2(1)と同様である。

#### (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等

に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
  - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
  - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
  - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第2の2(2)及びその(注)と同様である。

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の3と同様である。

#### 4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の4と同様である。

#### 5 調停調書の送付

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

第12回会議における意見を踏まえ、本文は、民事調停事件の調停調書は、当事者に送付しなければならないものとしている。なお、送付の具体的な方法については、第5の5の(説明)参照。

#### 6 事件記録の閲覧等

##### (1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下この(1)において「閲覧等」という。)の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第2の6(1)と同様である。

## (2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手続における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の6(2)と同様である。

## 7 送達等

### (1) 電磁的記録の送達

民事調停の手続における電磁的記録の送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の7(1)と同様である。

### (2) 公示送達

民事調停の手続における公示送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の7(2)と同様である。

## 8 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続に

ついて、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の8(1)と同様である。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の8(2)と同様である。

(3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① (調停調書以外の) 調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(説明)

現行の民調法には、調書に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。他方で、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられている(民訴法第160条の2。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた

(民訴法第267条の2)。

本文は、この点に関する第11回会議における議論を踏まえ、民事調停の手続における調停調書以外の調書についても、民事訴訟手続における和解調書以外の調書の更正と同様の規律を設けることとするものである。ここでの調書は、電磁的記録により作成されたもの(前記3)を想定しているため、民事訴訟手続における電子調書と同様、その更正は、本文②のとおりファイルに記録してすることとしている。なお、調停調書については、家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとすることが考えられる。

また、中間試案の第6の8の(注4)では、その他の見直しに関して取り上げていたが、現時点では、特段その余については取り上げていない。

#### (4) 特定調停【P】

特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第2の8の(3)と同様である。ただし、最終的に、この項目を合わせて取り上げる必要があるのかについては、破産手続のIT化の検討を踏まえて、検討する必要がある(民事調停の規律と破産手続の規律に違いがないのであれば、特段、この項目を記載する必要がないと思われる)。

## 第7 労働審判

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、(非訟法を準用することにより)民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の1(1)と同内容である。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、(非訟法を準用することにより)民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人(労審法第4条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。)等は、裁判所に対して行う申

立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の1(2)と同内容である。部会資料14の第3の1(2)の(説明)にあるとおり、インターネットの利用を義務付けられるのは、委任を受けた手続代理人のうち労審法第4条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除くものであるため、そのことを明確にしている

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の2(1)と同様である。

### (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
  - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
  - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

**iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの**

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の2(2)及び(注)と同様である。

**3 裁判書及び調書等の電子化**

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の3と同様である。

**4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用**

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(注) 労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている(民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとしての参考人等の審尋(民訴法第187条第3項及び第4項参照)は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。)

(説明)



本文及び（注）は、部会資料14の第3の4と同様である。

## 5 調停調書等の送付

### (1) 調停における合意を記載した調書

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

第12回会議における議論を踏まえ、本文は、労働審判事件における調停調書は、当事者に送付しなければならないものとしている。

### (2) 審判書に代わる調書

審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

第12回会議における議論を踏まえ、本文は、労働審判事件における審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとしている。

## 6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるも

のとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第3の6と同様である。

## 7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 労働審判手続における公示送達について、(非訟法を準用することにより)民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料14の第3の7と同様である。

## 8 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料14の第3の8(1)と同様である。

### (2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律等

ア 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において

却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

イ 労審法第25条の申立ては、労働審判事件が終了した日から10年以内  
にしなければならないものとする。

(説明)

本文アは、部会資料14の第3の8(2)と同様である。

本文イは、費用額確定の申立ての期限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるもの  
こと(本文ア)を踏まえると、労審法第25条の手続費用の負担を命ずる決定の申立てにつ  
いても同様に期限を設けること、具体的には、申立て期限について民事訴訟手続と同様に10  
年とし、その起算日を労働審判事件が終了した日とすることが考えられることから、その旨の  
規律を設けることとするものである。

### (3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① (調停調書以外の)調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する  
明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、い  
つでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、  
その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによっ  
て、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異  
議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければ  
ならない。

(説明)

現行の労審法には、調書に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。  
他方で、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その  
他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、い  
つでも更正することができるとの規律が設けられている(民訴法第160条の2。なお、和解調  
書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた  
(民訴法第267条の2)。

本文は、この点に関する第11回会議における議論を踏まえ、労働審判の手続における調停  
調書以外の調書についても、民事訴訟手続における和解調書以外の調書の更正と同様の規律  
を設けることとするものである。ここでの調書は、電磁的記録により作成されたもの(前記3)

を想定しているため、民事訴訟手続における電子調書と同様、その更正は、本文②のとおりファイルに記録してすることとしている。なお、調停調書については、家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとすることが考えられる。

また、中間試案の第7の8の(注3)では、その他の見直しに関して取り上げていたが、現時点では、特段その余については取り上げていない。

## 第8 人事訴訟

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の1(1)と同様である。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の1(2)と同様である。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

#### (1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする(書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。)

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する

手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料13の第5の2(1)と同様である。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）【P】

### 3 裁判書等及び報告書の電子化

#### (1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の3(1)と同様である。

## (2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の3(2)と同様である。

## 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

### (1) 当事者の陳述を聴く審問期日

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料15の第1の4(1)と同じ内容である。

なお、説明については後記第9の4(1)の説明を参照。

### (2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料15の第1の4(2)と同じ内容である。

なお、説明については後記第9の4(2)の説明を参照。

## 5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならない

いものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

人事訴訟に関する手続における和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書（以下この説明において「和解調書等」という。）の送達に関しては、第12回会議において、意見募集の結果等をも踏まえた議論がなされ、和解調書等は当事者に送達しなければならないものとする本文の規律とすることにつき、特段の異論はなかった。

そこで、本文は、人事訴訟に関する手続における和解調書等は、当事者に送達しなければならないものとしている。

## 6 電子化された訴訟記録の閲覧等

### (1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 【P】

(説明)

本文は、部会資料13の第5の6(1)と同様である。

なお、電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法（部会資料16の第3の2(2)記載の論点（(注)参照）は、今回は取り上げていない。

### (2) 事実の調査に係る部分の閲覧等【P】

## 7 送達

### (1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の7(1)と同様である。

## (2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の7(2)と同様である。

## 8 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の8(1)と同様である。

### (2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第5の8(2)と同様である。

(中間試案第8の8の(注3)に関する説明)

中間試案の第8の8には(注3)において、必要な改正があるのかについて検討することを取り上げていたが、本資料では、特段記載をしていない。

## 第9 家事事件



## 1 裁判所に対する申立て等

### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の1(1)と同様である。

### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

#### ア 委任を受けた手續代理人等

家事事件の手續において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた手續代理人（家事法第22条第1項ただし書の許可を得て手續代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

#### イ 家事事件の手續において裁判所から選任された者【P】

(説明)

本文アは、部会資料13の第6の1(2)アと、同内容である。部会資料13の第6の1(2)アの(説明)にあるとおり、インターネットの利用を義務付けられるのは、委任を受けた手續代理人のうち家事法22条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除くものであるため、そのことを明確にしている。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化【P】

## 3 裁判書等及び報告書の電子化

### (1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の3と同様である。

## (2) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化

- ① 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。
- ② 前記①の規律は、裁判所技官による診断の結果について準用するものとする。

(説明)

本文①は、部会資料13の第6の3(2)と同様である。

本文②は、第10回会議における議論を踏まえ、裁判所技官による診断の結果の報告書についても、①の規定を準用し、書面に代えて電磁的記録により作成することを認めることとするものである。

## 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

### (1) 当事者の期日参加等

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の4(1)アと、その内容は同様である。

ところで、当事者が立会権を有する審問期日について、これまで、電話会議の利用に関する特則を置くかどうかを検討されてきた。

第12回会議においては、当事者の陳述を聴く審問期日につき他の当事者に立会権が保障されている趣旨や、裁判官の心証形成などの観点から、原則としてウェブ会議の利用のみ可能とし、当事者に異議がない場合に限って電話会議の利用を認めることとすべきであるとの意見が出された。

もっとも、一方の当事者（特にDV事案における加害者側の当事者）が他方の当事者の電話会議の利用に異議を示すことによって、これを拒否することができることについては異論が出された。また、ウェブ会議を利用する環境が整っていない当事者もいることが考えられるとの意見のほか、通信状況によってウェブ会議を利用しつつ、その途中で、電話会議を利用すべきケースなどもあるとの意見、当事者間にDVがあるような事案など、ウェブ会議で顔を合わせることや映像から所在場所が他の当事者に知られることが相当でないケースがあり、

そのようなケースで実際に裁判所に出頭させるかウェブ会議でなければ審問期日が実施できなくなるといったことを避けるためにも、柔軟に電話会議も利用できる規律としておくことが望ましいとの意見があった。

また、ウェブ会議と電話会議の利用のいずれも認めるとしても、両者の機能には違いがあるため、その両者の使い分けについては、「相当と認めるとき」の解釈・運用によって適切になされるべき事柄であるが、ウェブ会議の利用につき「相当と認めるとき」と電話会議の利用につき「相当と認めるとき」の解釈の内容を明らかにすべきであるとの意見も多く出された。

以上を踏まえ、本文では、当事者が立会権を有する審問期日について、電話会議の利用に関する特則を置かない（法律上、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いた上で、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日を実施することができる）こととしている。

その上で、家事事件の一般につきその相当性の判断について検討をすると、これまでの部会における議論等をも踏まえると、基本的には、当事者がウェブ会議の利用を望んでいる場合には、ウェブ会議を利用する方法の方が当事者の表情なども含めて得られる情報が多いと考えられるために、電話会議よりもウェブ会議を利用する方が適当であり、ウェブ会議の利用に相当性が認められることが少なくないと考えられる。他方で、例えば、電話会議の利用につき当事者に異議がなかったり、当事者の一方が異議を述べていても、他方の当事者が映像付きで参加するには適切な場所がない（背景が映り込むことに問題があるなど）ことや、それまでの当事者間の関係や経緯、感情のもつれ等、さらには、利用可能な通信環境の状況など、相応の理由によって、電話会議の利用を希望しており、期日において想定される内容も、言い分等の確認や、提出した資料の確認といったことが中心であり、（いわゆる証拠調べのように）その陳述の内容につき追及をしたりといったことが想定されておらず、電話会議の利用によって差し支えないケースでは、電話会議の利用につき相当性が認められるものと解される。もっとも、家事事件においては、当事者間に様々な事情や経緯があるケースがあることが少なくないため、ウェブ会議の利用が原則であるといったことを過度に強調することは、適切ではないようにも思われる。最終的には、事案に応じて、当該家事事件の手の種類（家事調停の手続であるのか、家事審判の手続であるのか）、裁判所の心証形成にあたり当事者の表情等を観察することが必要又は有益と考えられる程度や、当事者が実際に裁判所に出頭することが困難である事情、DVなどウェブ会議の利用が相当でないと考えられる事情の有無や程度、ウェブ会議及び電話会議による期日の実施が可能な環境にあるかどうか等を踏まえて判断されることになると考えられる。

## (2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、参与員に家

事審判の手續の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料15の第1の3(2)と、その内容は同様である。

第12回会議においては、家庭裁判所が参与員を立ち合わせる必要があるとした事案については、電話会議の利用は認めるべきではないとの意見もあったが、立ち合わせる必要性があるかどうか自体が家庭裁判所の判断である以上は、法律上は電話会議の利用も認める規律とし、家庭裁判所において事案に応じて適切に判断すれば足りるとの意見、通信回線の不具合などに柔軟に対応できるよう電話会議の利用を選択することも可能としておく方がよいとの意見もあった。また、電話会議の利用も認めるとしても、基本的には、ウェブ会議の利用を原則とすべきであり、電話会議の利用は例外的なものとするべきとの意見や、いずれにしても、どういった場面においては電話会議の利用が相当であるのかにつき検討をすべきであり、その内容を明らかにすべきとの意見があった。

以上を踏まえて、本文は、参与員について、家庭裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議及び電話会議によって審理又は和解の試みに立ち合わせるができることとしている。

その上で、この相当性の判断をどのようにすべきであるのかが問題となるが、ウェブ会議の利用に特段の支障がないケースでは、基本的に、ウェブ会議の利用につき相当性が認められると思われる。また、手續の特質等に即して考えると、参与員が参加する手續が尋問等の証拠調べ等の手續であり、当事者の表情等を観察することが必要であり、有益と考えられるケースでは、参与員が電話会議を利用して参加することは相当ではなく、ウェブ会議の利用が相当であるように思われるし、当事者の言い分等を確認したり、資料の趣旨を確認する程度の手續については、ウェブ会議や電話会議のいずれを利用してても相当であると認められるようにも思われる。さらに、そもそも当事者がいずれも電話会議で期日に参加している場合であれば、参与員も電話会議を利用することで差し支えないようにも思われる。

### (3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

- ① 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手續の期日に立ち合わせるができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。
- ② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について

**準用するものとする。**

(注) ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

(説明)

第12回会議においては、家庭裁判所が家庭裁判所調査官や裁判所技官を立ち合わせる必要があるとした事案については、電話会議の利用は認めるべきではないとの意見もあったが、期日に家庭裁判所調査官が電話会議で参加することに支障がないと思われる場面はあるとの意見、家庭裁判所調査官のような裁判所の関係者の期日参加等は多様な手段を認めてもよいのではないかとの意見や、民事訴訟の手続においては、従前は実際に裁判所に出頭して期日に立ち会うこととされていた者や、専門委員の関与等についても、電話会議の利用が認められたことなどから、電話会議の利用を認める規律とする意見もあった。いずれにしても、こういった場面においては電話会議の利用が相当であるのかにつき検討をすべきであり、その内容を明らかにすべきとの意見があった。

以上を踏まえて、本文は、家庭裁判所調査官及び裁判所技官について、家庭裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議及び電話会議によって期日に立ち合わせ、意見を述べさせることができることとしている。この相当性の判断は、当事者の意見を聴取した上でなされることが前提であるが、これまでの部会における議論等をも踏まえると、事案に応じて、当事者の表情等を観察することが必要又は有益と考えられる程度等を踏まえて判断されることが考えられる。

## 5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の5と同様である。

## 6 調停調書の送付

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容す

るものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

第12回会議における意見を踏まえ、本文は、家事調停の調停調書は、当事者に送付しなければならないものとしている。

なお、第12回会議では、送付の具体的な方法について指針等を示すべきではないかとの指摘があった。まず、インターネットを利用する方法による送達の届出がされているケースでは、この方法により送達が行われるものと解される。紙媒体の方法による送付をするケースについて、送達の方法を選択するのか、それとも送達以外（通常の郵送など）の方法を選択するのかについては、強制執行の方法をとることが想定されないケースについては、基本的には送達以外の郵送などの方法を選択することで差し支えがないものと思われる。他方で、強制執行の方法をとることもあり得るタイプの事件では、基本的に、送達の方法をとるべきとの指摘も考えられるが、話し合いで円満に解決がされ、任意の支払等が見込まれるにもかかわらず、該当する類型について送達の方法を常に採用するとの必要性はなく、逆に、相当ではないとの指摘も考えられる。そのため、典型的に送達の必要性が高い（強制執行の可能性が高い）事件については、基本的に、送達の方法をとることとするといったことなどを検討することも考えられる。

## 7 電子化された事件記録の閲覧等

### (1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 【P】

(注2) 【P】

(注3) 【P】

(説明)

本文は、部会資料13の第6の7(1)と同様である。

なお、閲覧等の具体的な方法の在り方等（部会資料16の第3の2(2)及び（後注）記載の論点）は、今回は取り上げていない（（注1）、（注2）及び（注3））。

## (2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 【P】

(説明)

本文及び（注1）は、部会資料13の第6の7(2)と同様である。

## 8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

### (1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の8(1)と同様である。

## (2) 公示送達

家事事件の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の8(2)と同様である。

(後注1) 【P】

(後注2) 【P】

(説明)

家事事件における公告(部会資料16の第4の(後注)記載の論点)は、今回は取り上げていない。

## 9 その他

### (1) ITを活用した証拠調べ手續

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第6の9(1)と同様である。

### (2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。



(説明)

本文は、部会資料13の第6の9(2)と同様である。

### (3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 調停調書以外の調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(説明)

現行の家事法には、調停において合意した内容を記載した調停調書の更正については規定があるが(家事法第269条)、それ以外の調書に誤りがあった場合の更正に関する明文の規定は置かれていない。他方で、民事訴訟手続においては、令和4年改正法により、調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるとの規律が設けられている(民訴法第160条の2)。なお、和解調書については、現行の家事法における調停調書と同様、裁判所の更正決定によることとされた(民訴法第267条の2)。

本文は、この点に関する第10回会議における議論を踏まえ、家事事件の手続における調停調書以外の調書についても、民事訴訟手続における和解調書以外の調書の更正と同様の規律を設けることとするものである。ここでの調書は、電磁的記録により作成されたもの(前記3)を想定しているため、民事訴訟手続における電子調書と同様、その更正は、本文②のとおりファイルに記録してすることとしている。

なお、中間試案の第9の9の(注3)では、その他の見直しに関して取り上げていたが、現時点では、特段その余については取り上げていない。

## 第10 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)

子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

(説明)

本文は、部会資料13の第7と同様である。

#### 第11 その他

その他所要の規定を整備するものとする。